

# 法光院不動明王二童子像に就いて

松 下 隆 章

## 一

新潟市沼垂寺町眞言宗米満山法光院に不動明王二童子の畫像がある。これは去る昭和十二年既に重要美術品に指定されてゐるが、寺が佛教美術の中心を遠く離れてゐる地理的な關係上、從來研究者にもあまり注意されてゐないものである。しかしこの像はその圖様上かの有名な高野山明王院の赤不動像と極めて相似たものであり、赤不動像が周知のやうにその様式ひいては製作年代等に就いて諸説の類々たる折柄、この法光院像は赤不動像に關する種々の問題解決のためにも是非とも注目されなければならないものであらう。

## 二

法光院は萬葉以來著名な沼垂の地にあり、現在は新義眞言宗豊山派智積院の末寺となつてゐる。

江戸時代に出來た同寺の縁起<sup>註一</sup>によれば、大同年中空海によつて創

法光院不動明王二童子像に就いて

立された寺と傳へ、不動明王に就いては延暦二十三年空海入唐の際波鎮めの祈願をした折示現した像と傳へてゐるが、兎に角「海川ニ世ヲワタル輩」はこの像に結縁すれば靈驗を蒙ること疑なしとして、同寺の本尊となつてゐるものである。

しかし現在寺に傳はる古文書としては、延寶四年三月醍醐寺報恩院の末寺となつた際の末寺認定書と、明治廿七年十月現在の智積院の末寺となつた際の末寺認定書と、貞享年間より天保年間へかけて新發田の溝口侯より寺領を寄進された折の寄進狀八通が存するのみで、それ以前の正確な寺史は知り得ない。寺寶としては他に鎌倉時代末期の製作と思はれる重要美術品慈恩大師像一幅と「奉爲二親道幸十七年并妙心七年 寛正七年<sup>丙辰</sup>三月七日書」の銘文ある三千佛三幅があるが、前者は住持の談によれば後年檀徒より寄進されたものであり、後者は古くより寺に傳はるもので、沼垂の王瀬向山の長者の寄進したものであるといふが、これなどが恐らく江戸時代以前の寺史を語る一資料であらう。

尙住持の語るところによれば、曾つて鎌倉時代に護念上人が本寺に掛錫したことがあるが、その護念上人とは同縣北蒲原郡菅谷村菅谷寺の開山であり、菅谷寺は以後不動尊の靈場として現在なほ信越はもとより福島、山形、秋田の山伏の中心をなしてゐる由である。

この護念上人に就いては東鑑に次の記載がある。便宜上岩波文庫本東鑑(注二)によれば

建久六年十月大

十一日壬戌 護念上人慈應 越後國より參上す 佐々木兵衛尉盛綱執し申す所なり 將軍家(頼朝)御對面有り 是故六條廷尉禪門(爲義)の末子 幕下の叔父なり 仍つて禮節殊に甚だ深しと云々 俗を遁るゝの後 顯密の兩宗を兼學し 剩へ其徳を修驗す 近年越後國加地庄の菅谷山を點じ 天台山無動寺の地形を摸し 一伽藍を建立し 不動明王の尊像を安置し 其傍に草庵を構へて居住し 練行日に新なりと云々

(同月)十五日丁卯(丙寅) 大姫公日來御病惱 寢食例に乖き 身心常に非ず 偏に邪氣の致す所か 護念上人仰に依りて之を加持し奉らる仍つて今日復本せしめ給ふ 緯との嚴重 法の効驗 將軍殊に隨喜し給ひ 勸賞其次を求め

佛法を興隆せんが爲 一庄を不動堂に寄附せらる可きの旨 仰出さると雖も 存念有りと稱して 敢て諾し申さずと云々 聖者の深き思 凡愚の測り難き者か

(同月)廿八日庚辰(己卯) 護念上人越後國に歸る 之を留めしめ給ふと雖も 聚落の交庶幾はざるの由答へ申し 楚忽に進發すと云々

とある。護念上人に關する記事は以上で盡きるが、これによつて知られるやうに上人は鎌倉時代前期に於けるかくれたる善知識の一人で

あり、越後國を中心として不動信仰を鼓吹し修驗を行じて高德を謳はれた人で、殊に將軍頼朝とは血族關係にあり相當の宗教的勢力を持つてゐたと思はれる。それが故か前記のやうに現在に於ても菅谷寺が近縣の修驗の中心となつて居り、新潟縣下には百餘ヶ寺の修驗關係の寺が存するの亦この影響にあるのではないかと思はれる。

法光院も前記のやうに曾つては醍醐寺報恩院の末寺として修驗に關係があつたと思はれ、且つその昔護念上人が本寺に掛錫したといふ寺傳より見ても上人の不動信仰の影響下にあつた寺であることは疑ないと思はれ、本寺が以後不動尊を本尊としてゐたことは、江戸時代の縁起のやうに海に近い關係上波鎮めの傳説を付し、「海川ニ世ヲワタル」もの、信仰と結びついたこと、は凡そ關係なく、かなり古くから、寧ろ護念上人の系統をひく信仰上からであつたものと考へられる。

三

以上のやうに法光院の寺史は正確にはさほど古くはたどり得ないが、同寺と不動信仰との關係は一應理解しうるものと思はれる。

次に不動明王二童子像に就いての概略を記せば、像は絹本着色で畫面の法量は豎三尺三寸一分横二尺一寸五分であり、畫絹は一幅半である。畫絹一幅の幅は一尺四寸五分で、鎌倉時代佛畫の畫絹の普通の幅である。像は昭和十二年重要美術認定の際修理されたが、絹は極めて斷爛多く、明王の面部の下半分、左手左脚などは現在認め

得ない程である。彩色もそれに伴ひ極めて剝落が多いが、幸ひにして後世の補墨補彩は尠いやうである。

圖は畫面中央海中に兀立する盤岩上に半跏趺座の明王を描き左右の海中岩上に夫々矜羯羅、制吒迦の兩童子を配してゐる。波濤は墨線を以て描き、波頭は胡粉、飛沫を同じく胡粉にて吹き墨的に表してゐる。本尊不動明王が海中の盤岩上に坐することは、さして珍しいことではなく遺作としても醍醐寺五大尊中の不動明王を初めとして瑠璃寺、團家等のものがあり、經軌的な典據としては、不空譯の底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法<sup>註三</sup>の「次說畫不動尊像法(略)如是畫已、將此像於河海岸上云々」が考へられ、我國不動明王像の平安時代以來の傳統的な形式ともなつて居るものである。ところが法光院像の場合には後世江戸時代に於て海邊に近く寺が在る地域的な關係から、この海中盤岩上の姿が、「海川ニ世ヲワタル」附近の住民の信仰に結びつけられたものと考へられるが、その點では同じく海中の像としても醍醐寺の信海筆不動明王像のやうに弘安役といふ特殊な事件と結びつけられて出來たやうな始めから特殊性をもつた像でないことは明らかである。

盤岩上の不動明王は稍々右向で右脚をふみ下げて岩座中部の凸出部をふむ半跏像に描かれ、右手は手首を外に屈して矩里迦龍王の纏る劔を持し、左手は内側に構へて索を持してゐる。(左手首は剝落してゐるが索の下部が認められる)頭髮には六花も蓮花も髻もなく惣髮にして長く髮を肩まで垂れ、左側に一辮髮を垂れ下げてゐる。面

法光院不動明王二童子像に就いて

貌は額に三つの輪をつないだ頭巾風のを巻き、兩眼は大きく見開き、口はこの部分の絹の斷爛は甚しいが、左右の兩利牙のみが右を上に左を下に出して描かれてゐることが認められる。背後には火焰を背負つてゐるが、この焰は迦婁羅炎ではなく焰の長い尖の鋭い焰で、上端は畫面向つて左側になびいてゐる。

兩童子は前記のやうに左右に分れて海中の岩上に配されて居り、これも醍醐本を始め瑠璃寺、團家本等と共通するものであるが、兩童子の向きが前記三者では正面向きに近く描かれてゐるが、法光院本では矜羯羅童子が眞側面に描かれてゐるのが異り、持物は醍醐本と同じく矜羯羅童子が獨鈷、制吒迦童子が棒を持してゐる。

賦彩の點に就いては、明王は肉身の部分の剝落が極めて多いが紺青色の殘彩が認められる點青色不動であつたと思はれる。これはいふまでもなく不空譯の金剛手光明灌頂經<sup>註四</sup>にとく「其身遍青色」によるものであるが、同經にとく五種の不動に就いて見るに、肉身の色としては黄色と共に青色が代表的なものであり、我國の遺例としてはかの青蓮院の青不動に平安時代の代表的な作例を見、以後前記の醍醐寺、瑠璃寺、團家等の諸本も亦これに従ふものである。次に綬帶は胡粉地に朱の隈取りを施し、薄群の唐草文を散らしてゐるが、この隈は比較的深く文様の配し方も醍醐本に通じるところがあり、瑠璃寺、團家本のやうにこまかい文様を全面的に配するのとは異なる。腰衣は剝落多く殆ど色を認め難いが、裙は濃い朱で上に唐草文を胡粉にて描き、周邊を丹で、曲折部は胡粉で隈取り丸味を出し

て居る。赤色の裙は不空譯の一巻本底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法にある「著赤土色裙」によるものと思はれ、裙の縁は茶地に薄群をもつて唐草文を描いてゐる。瓔珞、釧乃至は劔の把手はすべて金泥描であり、頭髮、眉毛も墨線の上に金泥線を施してゐる。描線はすべて書きおこしではなく賦彩はほりぬり的になされてゐることはいふまでもない。劔は一見鼠色で銀ヤケのやうに見えるが銀ではなく、それを胡粉で勾勒し、劔に纏る矩里迦龍<sup>註五</sup>は墨線で精細に描かれ、腹部は白く背の七金剛利針は朱で、同じくほりぬり的に賦彩されてゐるが、この龍王の描寫は本像中で最も精彩にとむものである。

矩里迦龍王は周知のやうに現存の彩色本の不動明王像としては青蓮院本、明王院本とこの法光院本とに描かれてゐるのみであり、青蓮院本に於ては、劔上を纏繞して姍字の姿をなすといふ龍王の頭部は内側に向けられてゐるが、明王院本と本像では頭部を外側に向けてゐる。しかるに圖像粉本の類<sup>註六</sup>を見ると矩里迦龍を描く場合は概ね頭部を向つて左側に向けて描いて居り、これを明王と關係付けた場合には龍王は外側を向くことゝなるが、青蓮院本が内側に向かしてゐることは明王の威力を内に充滿する力として表現せんとする意圖によるものと思はれ、威力を外に發する力として表現せんとする場合には外に向かせることゝならう。この邊は阿闍梨乃至は繪師の解釋によるところが極めて多いと思はれ儀軌にとらはれない藝術的表現の見られるところであらう。

次に明王の坐する岩座は醍醐寺本等と同じくもと瑟瑟座を岩に變

形したものであり、側筆を以て墨皴をいれ、上に綠青の賦彩がある。この瑟瑟座より轉化した岩座も青蓮院本にあつては未だ瑟瑟座の木組の凸凹の名残りが見られるが、醍醐寺本となれば最早それは認め難い程であり、その點では寧ろ瑠璃寺本が輪廓的にそれを傳へてゐる。それに比べれば法光院本は遙かに自由となつてゐる。前記の底哩三昧耶經には「安坐寶盤山」とあり、それが岩座の典據となつてゐるのであらうが、かの叡山の學僧で五大院大徳と呼ばれた安然（九世紀後半）は、不動明王立印儀軌修行次第<sup>註七</sup>の中で不動明王の本尊身を觀する十九觀をとりあげて「十四、安坐大盤石」といつてゐる。この寶盤山と大盤石が瑟瑟座の變形となり、次第に普通の岩座となつてゆくのは、安然軌以前の不動明王の臺座が空海筆様なり高雄曼荼羅様なりに於て瑟瑟座であつたのであるが、この邊にも不動明王の表現に於て、傳統と經軌と藝術的表現とが次第に統合發展してゆくのが見られる譯である。

次に矜羯羅、制吒迦二童子に就いてみるに、矜羯羅童子の肉身は淡紅で朱隈を施し、綬帶は、明王と同じく丹地に朱隈をとり胡粉の唐草文を散らし、腰衣は薄群で、裙は朱地に胡粉の巴文を點じてゐる。獨鈷、瓔珞、釧、寶冠はすべて金泥描で美豆良を結ぶひもは朱である。右手に持つ蓮華は白蓮華で、總じて本圖中賦彩の最もよくのこるのはこの矜羯羅童子である。一方制吒迦童子の肉身は朱で裙は丹地に朱隈を施し、肩衣は薄群地に丹で文様を描いてゐるが、左手の手の部分<sup>註八</sup>が剝落してゐて左手が肩衣を捻ずるのか或は他に何

か持物があるのか不明である。この二童子に就いては經典的典據として、金剛智譯の不動使者陀羅尼祕密法<sup>註八</sup>と大興善寺翻經院述の聖無動尊一字出生八大童子祕要法品<sup>註九</sup>とがあり、後者に於ては「次矜羯羅形如十五歲童 著蓮華冠身白肉色 二手合掌 其二大指與頭指間 横挿一股杵 天衣袈裟微妙嚴飾」及び「次制吒迦亦如童子 色如紅蓮頭結五髻 左手縛日羅 右手執金剛棒 瞋心惡性之者故不著袈裟 以天衣纏其頸肩」と兩童子の形相を説いてゐる。しかるに空海筆様なり圓珍筆様なりといはれる我國の古い不動明王には兩童子をともなふものがない。我國でこの兩童子が不動明王と共に説かれるやうになつたのは、前記の安然の聖無動尊決祕要義<sup>註一〇</sup>が始めてである。このなかで安然は先づ二臂の不動尊のことを説き、その形相として頭に七髻があり、左耳に一髻を垂れ、右邊の脣を噛み、左目を開き、頭を稍低くして右に向け、七寶金山に半跏趺坐して右手に金剛刀を把り、左手に金剛索を執り朱裙瓔珞環釧を以て莊嚴し、火生三昧のうち在ることを説いてゐる。續いて聖無動成就使者品をひいて矜羯羅、制吒迦童子の事を説き最後に矩里迦龍王に就いて説矩里迦<sup>唐云作尊 勅 龍王像法をひいて説いてゐる。先にも不動の岩座のこと</sup>に就いて安然の不動明王立印儀軌修行次第中の不動の觀相を説く十九觀のことに觸れたが、その中でも「十八、變成俱力迦大龍纏劍、<sup>一名矜羯羅恭敬小心者表隨順正道者</sup>十九、變作二童子給使<sup>二名制吒迦難共語惡性者表不順正道者</sup>」として兩童子と俱力迦大龍纏劍のことを述べてゐる。以上のやうに不動明王と兩童子が結びつくのは安然以後のこと、思はれるが、この立印儀軌

法光院不動明王二童子像に就いて

の十九觀を忠實に表現したものが現存の遺品としては彩色本では青蓮院の青不動であり、白描圖像としては飛鳥寺玄朝筆様と云はれる醍醐寺不動明王圖卷中の像や石山寺の一紙の圖像<sup>註一一</sup>がある。先に擧げた醍醐寺本、瑠璃寺本、團家本等の諸明王も部分的な小異はあるが大略はこの系統に屬するものであらう。

法光院像も大略の構圖は又この系統に屬するものであり、殊に俱力迦龍王を描くことは前記の三者にはなく、その點では明王院本と共に、より青蓮院本に親近するものである。

又十九觀中には「十四、安坐大盤石」とあり、それを表現するものとして青蓮院本以下前記の三本は岩座上結跏趺坐に表してゐるが、法光院本に於ては明王院本と共に半跏趺坐に表してゐる。然し前記の安然の決祕要義にある二臂不動は盤石に半跏趺坐するとあるから、この點でも法光院は明王院像と共により安然の系統に親近するものと思はれる。半跏趺坐の不動明王は現存の彩色本としては明王院本と法光院本であり、彫像としても應安六年の銘がある東大寺三月堂不動明王が知られる位であるが、白描圖像としては、別尊雜記中に八大童子を伴ふ像が二圖あり、<sup>註一三</sup>其他一紙の圖像として石山寺の無動三尊像並に仁和寺の不動明王三童子像<sup>註一四</sup>がある。この二つの一紙の圖像中石山寺の無動三尊像は海中の岩座上に半跏趺坐してゐるが、不動明王が海中の岩座上にあることは、十九觀には別段に説かれてはゐない。従つて青蓮院本も玄朝筆様本も海中の岩座ではない。ところが前にも記したやうにこの系統に屬すべき醍醐寺以下の

諸本及び法光院像などは盡くが海中の岩座であり鎌倉時代の諸他の像もこの例に従ふものが多い。この典據となるべきものとしては先に底哩三昧耶經中の一節が考へられることを記したが、白描圖像の遺例としては圖像抄、別尊雜記中の像にそれを見られず、醍醐寺不動明王圖卷中にも圓心筆様の像にはなく、定智筆様、良秀筆様あたりから現れてくる點は、海中像である石山寺の無動三尊像、彩色本としての醍醐寺本の描法の點を併せ考へてみて恐らく平安時代も極めて末期より、半跏の然も海中の岩座に坐した姿が描かれるやうになつたものと思はれる。

以上法光院像の概略を述べようとして、思ひ至るまゝに不動の形相に就いて冗筆を費した思ひがあるが、次に法光院像の製作年代に就いて一言すれば、先にも述べたやうに綬帶、裙の隈取りの深い點や、文様の配置の簡素な點に意外の古致の存するところはあるが、頭髮、眉毛の金泥線や釧、環、璣珞を金泥にてぬりこめるやり方は鎌倉期中期以上には上りえない點であらう。火焰の描寫も熾盛といふよりは寧ろとげとげした鋭さが目立ち、明王の姿態にも特有の肥滿相が欠け、更に

不動明王二童子像

和歌山 明王院藏

兩童子も著しくか細い感がある。波濤の描寫も繊細となり、先にもいつた胡粉による飛沫の吹き墨的な描法もさまで古くは上り得ない手法であらう。岩座も岩組みの安定感の描出が充分であるとはいひ難く、矩里迦龍王の描寫も本圖中に於ては生彩あるものであるが、少々繊緻にすぎる感がないでもない。かう見てくると本像は鎌倉中期以降末期に程近い頃の製作と考へるのが至當と思はれる。

#### 四

先に記したやうに法光院像はその形相に於いて明王院像に最も近い。今明王院本が持つ傳稱註一六の年代を離れて完全にこれを圖像的に見た場合法光院本と異なる點を挙げれば法光院像が海中の岩座に坐するのみに明王院像が山腹に坐すること、兩童子が法光院像に於ては三尊式に中尊の左右に配されてゐるのに明王院像に於ては畫面向つて右側に前後に重なつて描かれてゐること、及び兩童子の持物形相上の相異などであり、明王のみについていへば、全く相等しいといつても過言ではない。兩像の概略的な系統としては安然の十九相觀による系統といつて毫も差支へないと思はれるが、同じくこの系統に屬する他の諸像青蓮院本醍醐寺本

等に比してこの兩本が區別される二三の點に就いて考へてみたい。

先づ矩里迦龍劍を持つる點は青蓮院本と通じて、十九相觀の一つとして一應理解され、半跏像である點は他の大部分の彩色本と異るがこれも安然の決祕要義によつて理解されることは前記の通りである。唯龍劍の持ち方は青蓮院本に於いては手首を内に屈してゐる普通の持ち方であるが明王、法光兩本に於いては手首が外に屈せられてゐる。これにともなつて左腕が前者に於いては外側に開かれてゐるが、兩本に於ては内側に屈せられてゐる。この兩本の如き左右手の關係は、白描圖像としては醍醐寺不動明王圖卷中の圓心筆様の立像不動明王に見られるが極めて特殊なものであり、兩像のこの劍の持ち方は劍に纏る龍首の外側向であること、共に斜右を凝視する明王の威力をその方向に集中させることに効果あるところであらう。このことのためには半跏の場合右脚をふみ下げてゐることも著しく役立ち、更に背後の火焰が同方向になびいてゐることも極めて重要である。更にこれは特に明王院本に就いていはれることであるが、この著しく右に向ふ方に對して兩童子を反對側に置いて構圖の比重をとると同時に、この兩童子は又向つて左上部に誇大に描かれた矩里迦龍王劍に對しても對角線的な比重を持つのである。この龍と兩童子との對角線的な配置に對して、明王の坐す山腹がそれと交叉する對角線として描かれ、この對角線の交叉點に明王が配されてゐる。このやうに明王院本には極めて用意周到な構圖が考慮されて居り、その點法光院本が從來の三尊式の構圖をそのまゝとするのに比し

法光院不動明王二童子像に就いて

佛畫の構圖法として著しく進化したもののやうに考へられる。

さて兩本に就いて更に注目される點は、顔面をふくめた頭部の形相である。普通不動明王の頭髮に關しては、左に辮髪を垂れることは底哩三昧耶經にも説くところであり、遺例の殆ど總べてに共通するところであるが——但し一つの例外として圓珍筆様の所謂黃不動にはこれがない——頭髮の其他のことに就いては經軌にとくところが尠い。但し總じて空海筆様に於ては髻を結ばないで六花乃至は蓮花を頂にいたゞくものが多いが、安然是十九相觀に於ては、「五、頂有七沙髻」とし、決祕要義に於ても「頂、有七髻」といつてゐる。従つて以後の明王の頭髮は大略この何れかに屬するものであるが、明王、法光兩本のやうに頭髮を惣髪にして髻もなく六花も蓮花もなく肩まで垂れ下つてゐるやうなものは甚だ珍しい。唯阿婆縛抄、<sup>註一七</sup>第百十六不動の項に「形像異事(略)江師云 白河院御本尊中不動御ワケヌ御髮ウルハシク下有之唐院八大明王中其一也云々或抄云 弘法大師御筆像有頂蓮并頭光(略)」とあるが、この白河院御本尊が分けぬ髪を垂れ上げてゐたといふことは一應兩本のやうな髪とも考へられぬことはないが、次いで大師筆様の不動の項に蓮花があることを異像として取扱つてゐる點からすると、當時髻に七髻あることが普通であつて、分けなかつたり蓮花を戴いたりしてゐることが珍らしかつたことを物語るものと思はれ、従つて白河院御本尊が兩本のやうな惣髪であつたと想像することは困難であるとも考へられるが、兩本の頭髮を考へる上の一資料とはなるものであらう。次に兩本の

額に巻かれた三輪つなぎの頭布風の飾りも他には全く見ないところである。園城寺の不動八大童子像は別尊雜記によつて智證大師將來の像容註一八と知られるが、この中尊不動明王は髻のない髪を寶冠様の鉢巻によつて飾つてゐる。この寶冠様のものを用ひてゐるものは甚目寺の不動明王の如く他にもあるが、兩本の飾りは髪を飾るものではなく、明らかに額をまいてゐる點は著しく異なるところで、園城寺本のごときものゝ轉化したものとも考へられはするが、現在他に類例のない異形である。次に眼と口とに就いて見るに、不動の眼は空海筆様、圓珍筆様共に兩目を見開いてゐる。これに就いては覺禪抄、阿婆縛抄等の諸圖像抄本類に於ては「私胎藏八卷次第云、開一目只表第一義諦、二目俱開爲善云々」をひいて説明してゐるが、底哩三昧耶經等を典據とする十九相觀では「八、閉左一目開右一目」といつて居り、現存遺例にも以上の二種類がある。明王、法光兩本に於ては兩目ともに見開いて居り、その點では空海筆様に従ふものである。しかるに兩本に於ける口は右下の利牙が上唇をかみ、左上の利牙が下唇をかんでゐる。これは十九相觀の「九、下齒喫上右唇、下左唇外翻出」によるものである。ところが空海筆様の口は多くの場合兩利牙のみでなく上列乃至は下列の何れかの前面全齒を描いて、その何れかの側の齒が反對側唇をかむのが普通である。そして多くの遺例に徴してもこの目と口との關係は常に密接であり、目が空海筆様の場合には口も亦空海筆様であるのが普通であり、十九相觀の系統の場合も亦さうである。ところがこの兩本に於ては目は空海筆

様であり、口は十九相觀によるもので、兩者が一致しないことになる。先に十九相觀による青蓮院本の系統に屬するといつた醍醐寺、瑠璃寺、團家本のうちでも後二者の面貌は完全に青蓮院本と等しいが、醍醐寺本は目と口とが空海筆様に統一されてゐる。

彩色本でこの兩者の關係が不釣合ひのものはこの明王、法光兩本だけであるが、白描圖像としては、醍醐寺不動明王圖卷のうちに定智筆様の一圖がある。従つてこの不均衡の表現も定智頃即ち平安時代の末期頃から行はれてゐたことは明らかであらう。

以上で兩本が他の諸例に比して圖像的に特異な點を一應考察してみたが、再び明王院本に於ける兩童子に就いてみるに、その配置は前記のやうに法光院本の三尊式の配置を破つて畫面右側に前後に重ねて描かれてゐる。この兩童子を何れか一方に集めて描くことは彩色本ではこれが唯一であるが、白描圖像では、前記の醍醐寺不動明王圖卷中の定智筆様の一圖が畫面向つて左側に集め、石山寺の無動三尊の一紙が同じく左側に集めて描いて居り、これも恐らく定智頃より行はれたこと、思はれる。更にその持物に就いてみるに、明王院本の二童子のうち、面貌より判斷して前のものは矜羯羅と思はれる、従つて後が制吒迦となる譯であり、矜羯羅は金剛棒をついてゐるが、後の制吒迦は陰にかくれて持物は見えない。然しその手の形より恐らく右手に同じく棒を持つ姿に描かれてゐると思はれる。この兩童子の印相、持物は聖無動尊一字出生八大童子祕要法品を典據として玄朝筆様乃至は青蓮院本以後、普通には矜羯羅は合掌、獨



鉢、蓮華の何れか一乃至は二であり、制吒迦は三鉢、棒、捨衣の何れか一乃至は二である。その點明王院本は前に居る矜羯羅が棒を持ち——この持物のため往々に制吒迦と間違へられたが——更に又制吒迦までが棒を持つところは甚だ珍しく、彩色本としては他に類例がないが、白描圖像としては又醍醐寺本不動圖卷中の一圖良秀筆様にその例がある。この點も恐らく宇治拾遺註一九に不動畫の名手とうたはれ、明確な年代こそ明かでないが恐らく平安時代の末期の人と思はれる良秀の頃から行はれてゐたこと、思はれる。又明王院本の明王が坐するところが、獨立した岩座ではなく、岩山の一部であることは彩色、白描兩種を通じて全く例がない。安然が決祕要義のうちで「半跏趺坐盤石七寶金山」といつてゐることは一應の典據ともなりうるが、一面には意樂を尊びつゝも圖像的な傳統を重視する密教繪畫の中で、一もこれに類するものがない點は理解に甚だ苦しむものがあらう。尙兩本の火焰に就いて見るに、法光院本の火焰は前記のやうに焰尖の鋭い、焰の長い鎌倉期の通有の形をしたものであり、明王院のものもこれには似た形をしてゐる。明王の火焰は底哩三昧耶經などでは「遍身火焰」と簡單に記述してゐるが、空海筆様などでは所謂迦婁羅炎に描かれて居り、十九相觀に於ても「十七、遍身迦婁羅炎」とあつて、遺例にみても彩色本では平安時代のものは多くこれである。白描圖像では、醍醐寺の圖卷に就いてみても、延圓、圓心等の筆様のものは概ねこれであり、良秀筆様に至つて宇治拾遺の良秀宅の火災の折の説話を思はせるやうに寫實的な火焰にな

法光院不動明王三童子像に就いて

つてゐる。かう考へて來ると明王院の火焰は、同本が持つ傳稱的な製作年代とは合致し難いこととならう。又明王院本が形相の殆ど似る法光院本と異つて、肉身が赤であることも注意されなければならぬ。不動の肉身は先に述べたやうに三卷本底哩三昧耶經などは青色と黄色を説くことが主であるが、不動使者陀羅尼祕密法では「身赤黄色」を主に説いて居る。圖像抄本類にも東寺本不動明王圖像卷註二〇のやうに赤色不動として金剛杵と索を持つた像を出してゐるものもあるがこれは明王院本と持物も異つて居り直接には結びつき得ない。

以上明王、法光兩本の不動明王像の圖像的な特殊性を考へてみたが、兩本に共通する要素としての頭髮、額飾りに就いてはまだ充分に、經軌的には勿論圖像的な解明の資料もなく、そこに何等かの特別な意味——法光院像に就いては護念上人の不動信仰との關係——が特にこの兩本の像註二一に含まれてゐるやうに思はれる。更に明王院本に就いては明王院の坐す岩山の問題など、殆ど圖像的な比較資料もなく、前記のやうにその肉身の赤色であることに就いても積極的な典據はなく——唯三卷本の底哩三昧耶經に「以自身血淡作色」とある點は赤不動の成立も考へられ、更に後世の傳説として圓珍が自分の血をとり描いたといふことも關係付けられることにならうが——一層この像が何等かの特殊な意義を有するものであることを想像させる。且つ又屢々云はれるやうに描法的に見て明王院本には線描、彩色等の點に種々の不可解な點があり、これ等は何れ機を見

三一

て、推察し得られる同像の特殊な意義——修驗道との關係——と共に考察してみたいが、兎に角鎌倉末期といへ、明王院像と極めて相似る法光院像の存在は、明王院像研究のために重要な一資料となるものであらう。

註一 法光院には江戸時代中期頃と思はれる木版刷の不動明王像と縁起があり、木版刷のものは本文主題の像を版にしたもので、「荒浪鎮不動明王」と傍書してある。又縁起には先づ空海が入唐船中不動明王を感じた由來をのべ、次いで同じく空海による寺の創立を説き、不動明王の利益に就いては、「海川ニ世ヲワタル輩ハ此尊像ニ結縁アルトキハ靈驗ヲ蒙ルコト疑ヒナシ」と説いてゐる。

註二 岩波文庫本東鑑上巻、卷十五

註三 大正新修大藏經第二十一卷密教部四、但しこの像は「赤土色紺をつけ、左に辨髮を垂れ、眼は斜視し、左手に劍を右手に索をとる」と記してある。

註四 大正新修大藏經第二十一卷密教部四、この經では五種の不動を説いてゐるが、その肉身の色としては、「其身遍青色」「畫黃色大身」「應作青黑色」などであり、赤色を説くことがない。

註五 矩里迦龍と不動明王との關係をとくものは金剛手光明灌頂經、一卷本三卷本底哩三昧耶經などあるが、特に龍王についてとく經典としては、佛說俱利迦羅大龍勝外道伏陀羅尼經、金剛智譯俱力迦羅龍王儀軌並に說矩里迦龍王像法などがあり、最も詳しいのは最後の說矩里迦龍王像法である。それには「其形如蛇作雷電之勢、身金色繁如意寶、三昧焰起四足踰躡之形、背豎七金剛利針、額生、支玉角、纏繞劍上畫阿字云々」とある。尙最初の佛說俱利迦羅大龍勝外道伏陀羅尼經は偽經と云はれ、我國の圖像抄本類でも十卷抄、別尊雜記には記載がなく、覺禪抄が疑ひを以て記載し、阿婆縛抄は偽經と認めてゐる。又俱力迦羅龍王儀軌にも偽經の説がある。

註六 大正新修大藏經圖像部第六卷所載の石山寺藏俱力迦羅三童子、同東寺本不動明王圖像卷所載のもの等。

註七 日本大藏經天台宗密教章疏三、十九觀に就いては

一、此尊大日化身華臺又已成佛。以本願故爲如來使者執持諸務。

二、明中阿路哈輪四字三世諸佛皆從此四秘密應現三身菩提樹下降魔成佛。是寂滅定不動義。

三、常住火生三昧覽字智火燒一切障成大智火。

四、現童子形身卑肥滿表上様佛勅給使行人下化衆生接雜類者。

五、頂有七沙髻表轉七覺分法。

六、左垂一辨髮表垂一子慈悲。

七、額有鐵文形如水波表憶念六道衆生隨赴多思。

八、閉左一目開右一目表掩蔽左道令入一乘。

九、下齒喫上右唇。下左唇外齧出表慈悲用力令怖摩羅。

十、緘閉其口表滅衆生生死戲論諍風。

十一、右手執劍表殺害衆生現在三毒煩惱。

十二、左手持索表擊縛不降伏者以利慧劍斷惡業命引至菩提。

十三、喫行人殘食表噉盡衆生未來無明習氣。

十四、安坐大盤石表鎮衆生重障令不復動使成淨菩提心妙高山王。

十五、醜青黑表調伏相。

十六、奮迅忿怒表威猛相。

十七、遍身迦婁羅炎表智火金翅鳥王噉食惡毒有情龍子。

十八、變成俱力迦大龍經劍表智龍火劍摧伏九十五種外道龍火。

十九、變作二童子給使一名矜迦羅恭敬小心者表隨順正道者。二名制吒迦難共語惡性者表不順正道者。

註八 大正新修大藏經第二十一卷密教部四

註九 同右

註一〇 日本大藏經天台宗密教章疏三

註一一 大正新修大藏經圖像部第六卷所載

註一二 便利堂發行佛教圖像集所載

註一三 大正新修大藏經圖像部第三卷所載

註一四 大正新修大藏經圖像部第六卷所載

註一五 同右

註一六 古くより行はれてゐる圓珍感見説

註一七 大正新修大藏經圖像部第九卷所載

註一八 園城寺藏不動八大童子像と同様の像を別尊雜記に於いては「智證大師將來五菩薩五忿怒之内」と註してゐる。

註一九 醍醐寺不動明王圖卷には空海、玄朝、圓心、延圓、定智筆様の不動明王と並んで良秀筆様が載せられてゐる點良秀は當時著名な不動畫家と思はれ、又宇治拾遺には良秀に就いて次の記載がある。

繪佛師良秀家のやくるをみて悦事

これもいまはむかし。繪佛師良秀といふありけり。いゑのとなりより火いできて風をしておほひてせめければ。逃出て大路へいでにけり。人のかゝする佛もおほしけり。また衣きぬ妻子なども。きながら内にありけり。それもしらずたゞ逃いでたるをことにして。むかひのつらにたてり。見ればすでにわがいゑにうつりてけぶりほのほくゆりけるまで。大かたむかひのつらにたちてながめければ。あさましきことゝて人どももとぶらひけれどさはがず。いかにと人いひければ。むかひにたちていゑのやくるをみて。うちうなずきてときんくわらひけり。あはれしつるせうとくかな。としごろはわるくかきける物かなといふときに。とぶらひにきたるものども。こはいかにかくては立給へるぞ。あさましきことかな。ものゝつき給へるかといひければ。なんでも物のつくべきぞ。とし此不動尊の火ゑんをあしくかきけるなり。いまみればかうこそもえけれと心えつるなり。これこそせうとくよ。このみちをたてゝ世にあらんには。佛だによくかきたてまつらば。百せんといゑもいできなん。わたうだちこそさせるのうもおはさねば。物をおしみ給へといひてあざわらひてこそたてりけれ。其後にや良秀がよちり不動とて、いまに人々めであへり。(新

訂増補國史大系第十八卷)

註二〇 大正新修大藏經圖像部第六卷所載、尙この種の像は別尊雜記にもある。

註二一 明王院像は古來祕佛として高野山を下ることがなかつたが、曾つて新潟縣下に於て開帳されたことがあるといふ。それは新潟縣下に明王院末寺が曾つて三十六ヶ寺あり、同院と相當深い關係があつたことによるものと思はれるが、これは法

光院不動明王二童子像に就いて

光、明王兩本が極めて似た圖様をとることを考へる上にも興味あることである。尙現在縣下の明王院末寺としては長岡の千手觀音寺、上田町の得聖寺、岩船町の觀音寺、十輪寺、新潟市の吉祥寺等がある。